

令和 5 年度 外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会の主な意見

検討会	No.	意見	事務局見解 (昨年度時点)	該当箇所	対応状況	対応内容
第1回	<現行行動計画の進捗および課題>					
1		<実行した効果の評価システム> 行動計画の目標達成状況の評価は、おおむね達成とされているが、計画を実行した効果の評価するシステムを取り入れる必要がある。早期対策が必要だが、十分に対応ができていないと認む。また、低密度化や根絶等も難しいことと。その現状を認識して行動計画の検討を行う必要がある。	外来種対策に係る計画の評価の方法や観点について共通見解がないため、まずは一般的な推奨事項として取りまとめ、発信していきたい。早期対策の重要性、早期対策として低密度化や根絶等を指すべき旨、新行動計画では、強打ち出していく(資料4-1で提案)。	第2章 第1節	対応済み	第2章 第1節 行動1、2 で早期対策の重要性、低密度化・根絶を指すべき旨の記載済み。
2		<広域分布種の根絶> 根絶事例もいくつか出てきているが、広域分布種についてはまだまだ成果が出ていない。それを踏まえて、段階を経てそれぞれ違う戦略も考えていく必要がある。	定着の段階に応じた防除戦略の考え方を示していく(資料4-1で提案)。	第2章 第1節 行動2	対応済み	第2章 第1節 行動2 ①、②で「域内に侵入していない/野外定着していない外来種への対応」, 「国内に定着した外来種定着」として定着の段階に応じた防除戦略の考え方を記載。
3		<各主体の連携> 主体の役割について、それぞれの行動主体の役割は書かれているが、その連携や仕組み、フロー図が記載されていない。	新行動計画では、主体間連携について強打ち出していく(資料4-1で提案)。フロー図は次年度の検討会で提案したい。	第2章 第2節	対応済み	第2章 第2節 で各主体の連携や仕組みを示した図を追記。
4		<「外来種」に関連する用語> 外来種という言葉の意味はまだ浸透していないと思われる。日本では外来種の被害に注目集まり、普通の種がどのような形で外来種になっていくのかのプロセスが全く理解されていないように思う。外来種については様々な用語があり、それらを分かりやすく整理する必要がある。	新行動計画では、外来種問題を体系的に捉えることの重要性を打ち出していく(資料4-1で提案)。分かりやすい用語の整理も、いずれかの媒体にて対応したい。	第2章 第1節 行動2	対応済み	第2章 第1節 行動3及び第2節に記載している各主体に関連する行動3の記載にて、体系的に理解することの重要性について記載。分かりやすい用語の整理はAppendixとして追加済み。
5		<「外来種」という概念> 一般の方に外来種という言葉・概念を理解してもらうためには、生物多様性、生態系などといった基礎的な部分を飛ばして話を進めてはならない。実際に子供たちの中には、外来種=悪と偏った認識をしている者や、国内外来種が分からない者もいる。外来種を語るなら、自然教育が重要である。	新行動計画では、外来種問題を体系的に捉えることの重要性を打ち出していく(資料4-1で提案)。	第2章 第1節 行動2	対応済み	第2章 第1節 行動3及び第2節に記載している各主体に関連する行動3の記載にて、体系的に理解することの重要性について記載。
6		<外来種認知アンケートの詳細> 外来種認知アンケートの対象は誰なのか詳しく知りたかった。さまざまな立場で見方や認知度も違うため、それを把握することで適切な普及啓発の検討につなげることができると。	アンケートは一般消費者へのインターネットを活用したクロス型調査である。外来種の認知については、年代や自然との関わり状況により違いが見られた。新行動計画では、普及啓発の対象に応じた手段等選択の重要性を打ち出していく(資料4-1で提案)。	第2章 第1節 行動3	対応済み	第2章 第1節 でそれぞれ喚起した行動段階に応じて、普及啓発の対象、手段、内容を適切に選択すべき旨を記載。
7		<外来種対策をめる動き> 資料に学会や業界の動きを入れたい。例えば、日本緑化工学会は様々な対策を打ち出しており、今年も緑化植物に係るガイドラインを出しているため、情報として加えていただきたい。特に、緑化植物の移動による遺伝子攪乱について触れている。	資料に追記した(参考資料4)。新行動計画では、民間団体等によるガイドライン普及と推進について言及する(資料4-1で提案)。	第2章 第2節 4 民間企業・団体	対応済み	「研究機関・団体」>「とりわけ、学術団体等が整理した対策に係る技術的指針等について」>「」で対応。なお元々の委員意見は会議資料に対する意見であり、必ずしも行動計画に盛り込んで欲しいという意ではないと理解。
<行動計画の見直しの方向性について>						
8		<昆明・モントリオール多様性枠組の目標について> 昆明・モントリオール多様性枠組ターゲット6について、侵略的外来種の導入率及び定着率を2030年までに50%以上削減する目標値のような数値が、これが具体的などのような数値で目標化されているのか。また、達成可能なか。	昆明・モントリオール多様性枠組内での目標の詳細については、今後の締結国会議等において示される予定であり、達成可能性は追って検討することとなる。一方で、国内の外来種対策に係る目標については、対策の強化と速やかに実施を進めるため、その議論の結果を待たず、新行動計画で示したい(資料3で提案)。	第1章 第3節	対応済み	第1章 第3節にて、目標設定の前段に「昆明・モントリオール多様性枠組の2030年グローバルターゲットのうちターゲット6の達成を見据えつつ」を追記し、上記を踏まえて目標を設定した旨を記載。
9		<行動計画の目標の構造の見せ方> 50%削減達成のために行動指針があるという見せ方はストレート過ぎる。さまざまな立場の方が見る場合に、当該目標を見据えて取り組んでくれという実感が湧かない。例えば、防除を実施した経験はないが、今後実施することを検討している地方公共団体などは、目標達成についての主要行動にも目標があり、基盤的行動にも目標があり、基盤的行動が主要行動を下支えするものであるという構造の理解が難しいだろう。少なくとも基盤的行動において目標達成を目指すなど、もう少し細やかな見せ方を工夫して欲しい。	新行動計画では、数値目標のみならず「2030年ネイチャーポジティブ」への貢献という大目標や行動のあるべき姿を示していきたい(資料3及び4-1で提案)。	第1章 第3節 第2章 第2節	対応済み	第1章 第3節にて、新行動計画の目的を「昆明・モントリオール多様性枠組の2030年グローバルターゲットのうちターゲット6の達成を見据えつつ」に結びつけて外来種による負の影響を軽減し、ネイチャーポジティブの実現に資することを目的とする旨を記載。第2章 第2節にて、2030年までに実践すべき行動のあるべき姿として、記載。
10		<リストカテゴリーについて> 定着予防ができず、定着初期になってしまっても対策されなくなる。実際に、総合対策外来種は被害の程度で分けられている一方で、定着初期個体群はまだ被害を出していない状態であり、この図では定着初期の個体群がどこにも属さないことになってしまうのではないか。定着初期個体群の対策をすることは予防原則として非常に重要な取組であるため、検討願いたい。	新行動計画では、定着初期段階での対応重要性を強打ち出していく(資料4-1で提案)。カテゴリー区分についてはリスト検討会で検討予定。	第2章 第1節 行動2	対応済み	第1章第3節にて、「とりわけ定着初期の種を中心に、集中的な防除に取り組み、国内での根絶達成を図る。」と記載。第2章 第1節 行動2にて、「域内に未侵入または未定着の種は、侵入をさせない、もしくは既に侵入を許したとしてもその後野外にて定着をさせないこと、発生する被害を未然に防止することができる。」と記載。
11		<行動計画の対象の明確化> 現在審議している行動計画は必ずしも、外来生物法に限定されない特性がある。新行動計画と基本方針について、特に基本方針に含まれていない部分など異なる箇所を明確にして欲しい。例えば、リストカテゴリー「産業管理外来種」の関わりについて、行動計画では具体的に示すべき。	行動計画は、特定外来生物に指定されている生物の他にも、特定外来生物以外の外来種対策も含めた、我が国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略を打ち出すもの。ご意見の趣旨を踏まえ、新行動計画では、例えば、改正法に基づく基本方針との関係記載を明示的に示すなど、可能な限り明確にしていきたい。産業管理外来種の取扱いについては、資料4-1で提案。	第2章 第1節 行動2	対応済み	第2章第1節行動2にて、産業管理外来種の取扱いについて記載。また、外来種のリストカテゴリーを示し、それぞれに対して対策方法を記載。
12		<行動計画の対象の明確化> 法の対象範囲との関係で限定されているが、海の沿岸部の取扱い、沿岸部で行き来している生態系(ひとさま)になっている様な場所において、内水(内)に限定するのが明記すべき。	現行の「生態系被害防止外来種」リストでも、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある陸上、淡水、海洋の外来種が掲載されており、計画の対象を内水面に限定することは考えていない。詳細は今年度6年度の検討会で提案したい。	第2章 第1節 行動2	対応済み	国家戦略でも海域の対象範囲を曖昧にしていること、他の法令も含めて海域の外来種対策を担っているものがないことを踏まえ、当計画では海域の対策を行うこと自体は否定していないが、推進するご意見は海域の対象範囲として、海域も含めて打ち出すのではなく、陸域に限定しない書き方とした。
13		<防除優先度設定に係る明確化> 防除の優先度について、地方公共団体の優先順位は特定外来生物の指定状況に限定しないと書かれていることから、地方公共団体ごとに優先順位を決める必要が出てくる。優先順位を決めるためには科学的知見等も必要であるが、自治体側での体制がないことが問題である。行動計画では決め方、考え方、計画策定等について支援する文言を記載すべき。	新行動計画では、国が地方公共団体の計画作成等を支援する旨を記載し(資料4-1で提案)、具体的なノウハウは令和7年度に整理したい。	第2章 第2節 1 国	仕掛中	行動資料4-1、193-195頁にて、国が専門人材の派遣や適切な情報共有にて、地方公共団体の計画策定を支援する旨記載。第2章 第2節 1 国にて、「都道府県による計画立案について、専門性の観点から人員・情報、及び資金の面から継続的に支援する。情報面の支援に関しては、対策の優先度設定や評価等に係る手法や考え方を早急に整理し、都道府県他関係主体に提示する。」と記載。ノウハウの整理は令和7年度に対応予定。
14		<各主体の役割の明確化> 防除の現場で、具体的に何をしていけばいいかわからない自治体ばかりではない。それぞれの役割を明確にして、交付金事業ができたことの良いことであるが、国→都道府県→市町村への具体的な方向性を明確に見せるべき。	新行動計画では、外来生物法改正を踏まえた地方公共団体の役割及び行政機関間連携の在り方を明確に打ち出す(資料4-1で提案)。	第2章 第2節 2 地方公共団体 (都道府県及び市町村)	対応済み	第2章 第2節 2 地方公共団体 (都道府県及び市町村) 図13にて、国、都道府県、市区町村 間の連携について記載。
15		<外来種に関わるモラルについて> 環境保全の意見を持つ層と、無関心あるいは外来種容認の意見を持つ層の分断現象がSNSで可視化されており、社会的にも問題がある。行動計画ではモラルの観点から考え方について言及してほしい。	新行動計画では、国民間の適切な普及啓発、周囲の巻き込みについて言及する(資料4-1で提案)。	第2章 第2節 3 国民	対応済み	第2章 第2節 3 国民にて、身の回りで見られる外来種問題について理解を深める旨、協力する旨を記載。また、国や地方公共団体が行う防除活動に協力すべき旨を記載。

令和 5 年度 外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会の主なご意見

検討会	No.	意見	事務局見解 (昨年度時点)	該当箇所	対応状況	対応内容	
第1回	16	<国内由来の外来種の標記> 国内由来の外来種への対応及び同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応が改定案では侵略的外来種の導入の防止(予防)に組み込まれることになり、トーンダウンしている印象を受けた。	新行動計画では、対象の対象ではなく行動を強調した項目立てをした。行動の柱としては削除したが、具体的な行動において適切に言及する(資料4-1で提案)。	第2章 第1節 行動2	対応済み	「国内由来外来種や/同種の生物導入による遺伝的攪乱/への認識及び配慮の深化」という構造がきちんと伝わるように整理、また、内容を膨らませて記載。	
	<その他>						
	17	<行動計画の文量について> 文書スタイルとボリュームについて、行動計画にもかかわらずコラムなどが含まれており、文書スタイルが白書や報告書に近い。また、総ページ数が長すぎ、行動計画として多くの人に読んでもらうためには、本文は要点を絞って簡潔にすべき。	新行動計画では、簡潔さを重視し、分量の大幅削減を図る(資料2-1で提案)。また新行動計画に係る普及啓発資料の内容も精査する。	- (全体)	対応済み	分量を大幅に削減済み。	
	18	<附帯決議の内容の記述> 附帯決議の内容に対処し、なければならない案件も含まれていることから、行動計画にも記述してほしい。	新行動計画での附帯決議事項への言及に関し、内容については、次年度の検討会で提案したい。	第1章 第1節	対応済み	第1章第1節に可能な範囲で記載。	
	19	<課題の背景と国際連携について> 外来種問題の背景には、グローバル化、地球温暖化、土地改変等の問題がある。外来種が増えにくい環境を包括的に創成することが課題であることを意識して欲しい。国際貢献、国際連携は基本的に重要で、国際的対策をなして、外来種問題の根本的解決はない。G7で外来種対策について共同声明が出されたことは画期的であり、機を逃がさず、具体的に日本としてどのように各国をリードし、連携強化していくか考えて欲しい。外来種対策は経済を守る生命線でもあり、国際貿易における非関税障壁にもなりかねないため、自国の安全保障、経済の観点でも意識すべき。	新行動計画では、国際連携を強化することの重要性を打ち出して行く(資料4-1で提案)。	第2章 第1節 行動5	対応済み	第2章 第1節 行動5にて、「海外における分布及び被害状況等情報を適切に把握し、海外からの導入を防ぐことが肝要であり、様々な主体における国境を越えた連携構築により、国内外での情報収集及び対策実行を試みる」 「定着防止外来種及び防除推進外来種を中心に国内での防除経路等を海外に共有するとともに、在来種及び国内に侵入・定着している外来種を、国際的に注意喚起されている種に関して海外における被害発生を防ぐために海外に持ち出さない意識を強化」と記載。	
	20	<対策に至れない原因の公開について> 外来種対策全般に対して被害や生息数といった情報はよく発信されているように思われる一方で、市民の協力が非常に重要であるという観点から、なぜ対策に至っていないのか、何が足りないのか(人材、資金、情報など)といった指針を多くの方の目に留まるように掲載できると良いと感じた。それによって、実際に前向きに外来種対策を行いたい方が的確に活躍できるようになる効果もあるであろう。	新行動計画では、広く主体の対策への参画の重要性について強く打ち出して行く。外来種対策の推進に向けては、人材、情報、物資、資金といった資源の適時投入を強化する必要があり、主体毎に投入すべき資源を整理していく(資料4-1で提案)。	第1章 第2節	対応済み	第1章 第2節にて、「各外来種対策に係る人材、物資、資金、時間といった資源が不足していることが考えられ、外来種による負の影響の防止・削減に向けては、これらの資源の投入量を増やし、かつ、対策毎の配分を改善するほかない」と記載。	
	21	<国民の役割及び重要性について> 非意図的な場所での発見や身近な場所での発見には、一般の人たちの協力は欠かせず、改正外来生物法における国民の責務追加も踏まえて、外来種を見つけた人が取るべき対応を知らせる必要がある。また、欧米では一般が利用可能なリストアップの情報システムがあるようだが、そのような基盤の中で適切な対応について周知する仕組みも検討してほしい。	新行動計画では、外来種の分布等把握における国民からの情報提供及び関係主体間での情報共有体制構築の重要性を打ち出して行く(資料4-1で提案)。具体的な情報共有体制については継続的に改良、適切に周知していく。	第2章 第1節 行動4	対応済み	第2章 第1節 行動4にて情報基盤の構築(情報共有)の重要性について言及。	
	22	<高等教育への外来種問題に関するカリキュラムの導入について> 普及啓発、人材育成の中で、他国に比べて大学等の高等教育に外来種問題のカリキュラムを入れていないことが、将来の人材確保に大きな問題だと感じているので検討してほしい。	新行動計画では、高等教育における教育機会の提供推進について言及する(資料4-1で提案)。	第2章 第2節 7教育機関	対応済み	第2章 第2節 7教育機関にて、「高等教育現場には、専門性に応じて、外来種対策に係る専門的な人材の育成が求められる」と記載。	
	23	<行動計画の見直しに当たっての、関係する省庁の体制の再考> 行動計画には、環境省、農水省、国土交通省の三者が入っていることで、産業管理外来種について対策が進んできたと思うが、次のステップに進むに当たって、可能であれば、例えば、文部科学省にも参加しただけの可能性についても検討してほしい。	新行動計画では、教育機関における外来種教育の強化の重要性を強調する(資料4-1で提案)。文部科学省との相談の機会を持っていきたい。	第2章 第2節	対応済み	第2章 第2節 7教育機関にて記載。文部科学省へも意見照会済み。	
	24	<対策動機付けのための技術支援の重要性> とある団体作成の雑誌に、様々な自然保護活動への参加意欲や人気程度を判定した論文が掲載されており、それによると一番人気がない保護活動は外来種防除だった。特に女性に人気がないそう。独自アンケートでも、外来種防除の経験がほとんどなく、今後やるつもりがないとの結果が出た。動機や技術がないとのことだったので、技術支援が課題だと感じた。	新行動計画では、広く主体への防除への動機付けの重要性及び行政機関及び研究機関等による情報・技術等提供機会の推進について強調する(資料4-1で提案)。	第2章 第2節 5研究機関・団体	対応済み	第2章 第2節 5研究機関・団体にて、「これまで集積した知見について継続的に発信する、とわかれ、学術団体等が整理した対策に係る技術的指針等について国民及び民間企業・団体等に更なる浸透を図り、積極的な活用を推進する」と記載。	
25	<行動計画を対策現場の成果へ波及させるための仕組みづくり> 現行計画も新計画(方向性)も外来種対策を推進する上で必要な項目が網羅されていると思うが、一方で、ほとんどの現場で有効な対策が取られることがなく成果が限られている現状があり、行動計画で目指すものとの間に大きなギャップがある。行動計画が理想的なだけに、逆に心配に思われる方も多いと思う。行動計画の形を整えるだけでなく、それを現場の対策の成果まで波及させる仕組み、波及しない背景まで検討する必要があると思う。	理想論を並べるのではなく、地に足のついた計画として、多く主体に具体的な対策の在り方を示すべく、内容及び表現方法を工夫するとともに、付録や普及啓発資料といった関連資料も作成することで、対策の実行誘導していく。	- (全体)	未対応	左記の対応予定のとおり。		
第2回	<議事2「構成の見直しについて」関係>						
	26	新行動計画では基本的に構成の順序が変わり、内容も減らすとすることが、作成の過程で現行案との対比ができる形でチェックは心がけていただきたい。(中井委員)	新計画案(第3回検討会にて提示予定。以下も同様)について、現行計画と比較検討しやすい形式でのご提案を検討。	- (全体)	対応済み	新・旧比較表と改定案のポイントをまとめた資料を作成。	
	27	事業者、土地利用者、管理者とあるが、土地利用者や管理者は国や地方公共団体である場合がある。国や地方公共団体内でも環境部局と農政や河川管理の部局など間で温度差がある。そこで、「第2章 各主体の役割と行動」の「1. 国、2. 地方公共団体」の中に土地管理をしている部局の連携をしっかりと書き込んでいただきたい。(中井委員)	新計画案に反映。	第2章 第2節 1国 第2章 第2節 2地方公共団体(都道府県及び市町村)	対応済み	第2章 第2節 1国、第2章 第2節 2地方公共団体(都道府県及び市町村)にて、「その他、各主体が実施する外来種防除に関して、法令上必要な手続きや、多面的な支援、所管等の一時的な解放等、省庁及び部局横断的に適切に協力する」と記載。	
28	国民にも家族連れや学生等、様々な立ち位置の異なる方がいるので、国民についても解像度を上げていく必要がある。また、最近個人がメディア化している現状がある。そのなかで、外来種を適切に扱っていることもある。そのような実情にも留意していただきたい。(WoWキツネザル委員)	「国民」についても「民間企業・団体」と同様に、外来種との関わりを認識した行動の提示を検討します。また、「国民」と「メディア等」の境界も意識し、適切な行動を促す書き方を工夫。	第2章 第2節 3国民 第2章 第2節 8メディア等	対応済み	第2章 第2節 3国民にて、「身の回り起こっている外来種問題について理解を深め、自ら防除を実施、または、他の主体が行う対策行動に人材面、資金面等で協力する」と記載。 第2章 第2節 8メディア等にて、「情報の発信媒体が多様化し、各主体が容易に情報収集できるようになった昨今、他の主体に適切な行動を促すためには、より正確な情報発信が求められることはもちろんのこと、単に外来種そのものや対策現場を紹介するのみならず、併せて外来生物法他法令の遵守を呼びかける」と記載。		

令和5年度 外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会の主な意見

検討会	No.	意見	事務局見解(昨年度時点)	該当箇所	対応状況	対応内容
	29	6つの行動について、「主要行動」「基盤行動」という表現に違和感がある。全体で併載するときはまとめて書かれているのだからとなく分かるが、本文に出てきた場合には、どう違うのかが分かりにくいと思われる。編集の中で類型化していくうえで、分かりやすい名称を考慮してほしい。(中井委員)	「外来種対策そのもの」と、「外来種対策を向上させる行動」の趣旨で、名称を再検討。	第2章 第1節	対応済み	第2章 第1節の冒頭部分にて、「主要行動」「基盤行動」という文言を削除し、行動1～行動6と記載。
	30	普及啓発について、興味のないものや自分と関わりのないことを理解することは難しい。テレビを見る層ならば、テレビの形、SNSを見る層ならば、SNSの形で説明するなど、情報を届けたい層に合わせた様々な伝え方を工夫する必要がある。(WoWキツネツル委員)	新計画の普及に向けては、まずは多くの人からの理解を得やすい形での電子媒体を作成し、それを適宜SNS等も活用しながら広めていくと考えている。	(反映不要)	未対応	普及啓発媒体は今年度中に作成予定。それを利用した普及活動等については左記のとおり。
	31	資料2-2のスケジュールについて、行動計画を作っていく進め方のアイデアとしては、この説明会に誰を呼ぶか、という方々と意見交換するかどうかが結構重要だと思う。展示施設、教育機関も対象として意見交換があったら良いだろう。(片岡委員)	展示施設及び教育機関の目標には、「民間企業・団体向け説明会にお越しいただける」と考えている。なお、説明会各回はオンラインにて、Q&A機能等も活用しつつ開催する予定。	(反映不要)	対応済み	今年の5月に、対象者を3組に分けて、オンライン説明会を実施。
<議事3「目標等の見直しについて」関係>						
	32	定着していない外来種の定着予防に係る目標について、その分子の部分で、新リストに載っていない未知のものが入ってくる可能性を無視しているのではない。(藤原委員)	新リストに掲載されていない種でも特定外来生物に指定される場合には、「定着させない」ことを目標にするよう考えている。	第1章 第3節	対応済み	第1章 第3節(2)①にて、「〔侵入・定着予防外来種〕のうち外来生物法に基づき特定外来生物に指定されている種及びリスト未掲載かつ国内未定着の種で、目標達成期間中に国内定着の未然防止の観点から新たに特定外来生物に指定された種」について(以下、「特定外来生物等」とする。)、国内に定着させない。と記載。
	33	定着した外来種の防除に係る目標について、1) aは現実的ではない。ほとんどの種は侵入を許した時点で、拡大を抑えようがないという現実がある。現実的な目標を検討する必要がある。(中井委員)	新計画では、定着した外来種に関して取除の更なる適正化や防除推進を通じて、影響の軽減を目指すという理念を示しつつ、「分布拡大をゼロにする」といった実現不可能な目標を設けることは避けず。一方で、被害状況を示す様々な情報のうち取得しやすい分布に関する状況を、その指標として採る。	第1章 第3節	対応済み	全体目標として(分布拡大をゼロにする)を少しも増やすという工夫で設定。加えて、特定の種について具体目標を設定するが、対策実施も踏まえつつ現実的な目標になったと考える。
	34	中井委員の意見に賛成で、昆虫枠の50%目標に最初から合わせるのではなく、それに近づいていくプロセスを評価するべきだ。たとえば、拡大スピードが任意の範囲でどの程度抑えることができるか、逐一どれほど状況が進んだかを確認しながら行動計画を進めていくのが良いだろう。(池田委員)	(No.33への回答のとおり。) 国において種毎の分布に係る情報を定期的に収集し、分布拡大を達成できているかを反復的に確認することで、外来種に関する被害軽減の状況を把握する予定。	第1章 第3節	対応済み	No.33と同様。
	35	中井委員の意見(No.33)に賛成で、現状認識があった計画でない以上、現実的な目標を設定する必要がある。一方で、鳥獣や侵入初期の外来種など今や技術的に根絶や分布縮小が見込める場所がある中で、それに対して行動が打てない事例がほとんどある。それを1つ1つ拾って、成果を確実に残すべきだ。(巨委員)	国として、生態系、人の生命・身体又は農林水産業への影響が特に大きな種や、定着域が「生物多様性の保全上の重要性が高い地域」である種を適切に抽出し、個別に詳細な目標を定め、着実な対策に取り組みるようにするとともに、地方公共団体に対しても同様に対策優先度の高い種の抽出と対策の実行を促します。また、これらの個別に定めた目標の達成度、指標として計測することで、成果を築いていくこととする。	第1章 第3節	対応済み	第1章 第3節(2)②定着した外来種の防除に係る目標にて、「2030年時点では、少なくとも全ての都道府県において、条例、リスト等により具体的な対策優先度が整理されている状態を目指す」と記載。また、個別種ごとの目標も設定。
	36	昆虫枠の目標はどの国でも達成できる最大公約的な目標であり、それ以上にそれぞれの国で達成すべき目標を掲げるべきである。数字の達成のため数式を考えるより国内の現状を見直ししてほしい。そして、達成不可能なのであればそれを認めて、できることを取捨選択するよう原則を記述しても良いと思う。優先順位を付けて実現可能性のある目標を達成していくべきだ。(巨委員)	国の計画目標として「未定着外来種に関して定着させない」、「定着外来種に関して影響を軽減する」といった外来種対策の理念を示しつつ、「分布拡大をゼロにする」といった実現不可能な目標を設けることは避ける。また、(No.35への回答のとおり。) 対策優先度の高い種については具体的な目標を設定。各指標の重要度(達成優先度)が分かるような見せ方の工夫も検討。	第1章 第3節	対応済み	No.35と同様。
	37	今後、都道府県や市町村が主体となって防除を実施できることになり、防除が進むことがかなり期待できる。その具体的な成果などが数値目標になり得るのではないか。(中井委員)	新計画期間の当面、都道府県においては、まずは対策に着手いただくことが重要だと考え、重点的に対策する種の整理に係る目標について具体的な数値目標(全47都道府県で整理を行う旨)を設けるよう検討。	第1章 第3節	対応済み	第1章 第3節(2)②にて、重点的に対策をすべき種を表で整理。また、「都道府県、市区町村といった行政単位毎に、外来種の侵入・定着、被害等の状況を把握し、各種の対策優先度を整理の上、具体的な目標を設定し、その達成を図っていく」と記載。
	38	50%の数値にこだわる必要性への意見や、現実味がないという意見があるのは分かるが、この高い目標数値がプレッシャーとして機能しているとも言える。目標を達成するべく相当頑張ることで不達成でも現状改善する可能性がある。また、実現可能性のある計画で予算を申請したら少額しかもらえないかもしれないが、高い目標を掲げることで、環境省がそれに相当する予算を取るために動くことが可能となる。環境省は予算取りを頑張ることを表明していただきたい。(五箇委員)	(No.33への回答のとおり) 国の計画目標として、「未定着外来種に関して定着させない」、「定着外来種に関して影響を軽減する」といった外来種対策の理念を強調。	第1章 第3節	対応済み	対策理念として、「未定着外来種に関して定着させない」、「定着外来種に関して影響を軽減する」を強く打ち出し、国の施策についても整理予定。
	39	地域単位のごとく、地方公共団体と丸めているが、都道府県と市区町村では役割が違う。行動計画見直しのタイミングで法改正の理念を受けて、都道府県については具体的な数値を書き込んでよいのではないかと。(片岡委員)	都道府県に係る目標については具体的な目標を設定します。具体的にはNo.35への回答のとおり目標を検討。	第1章 第3節	対応済み	No.35と同様。
<議事4「行動の見直しについて」関係>						
	40	4-5行目:「都道府県は当該都道府県の区域全体に係る外来種対策を推進する主体として」とあるが、市町村と連携している文言を追加してほしい。(中井委員)	新計画案に反映。	第2章 第1節 行動1	対応済み	第2章 第1節 行動1に「市町村と連携の上、」と記載。
	41	6-7行目:「都道府県は全体戦略を立てることが重要」とある。義務規定に計画が義務として書かれていない。しかし、後の部分を見る都道府県の計画作成が当り前のよう書きぶりだ。重要というだけでやらなくてもいいか、曖昧なので表現の再考をお願いしたい。(中井委員)	新計画案に反映。	第2章 第1節 行動1	対応済み	第2章 第1節 行動1に「国は、国内の対策を総合的に推進する主体として、また、都道府県は、当該都道府県の区域全体に係る対策を推進する主体として、市町村と連携の上、国または地域単位の対策優先度を設定する」と記載。
	42	16行目: 関係主体～戦略等とあるが、戦略という言葉が重いのので、対策方針等の表現にすべきではないか。(中井委員)	新計画案に反映。	第2章 第1節	対応済み	戦略を立てると言い回しを削除し、「対策優先度の設定」や「対策方針の決定」という文言に変更。
	43	17行目: 民間について所有地、管理地とあるが、国や都道府県、市町村も公有地がある。公有地での対策に環境部向以外が動いてくれない現状がある。国や都道府県等の管理地についても、盛り込めると望ましい。(中井委員)	新計画案に反映。	第2章 第1節	対応済み	No.27の対応に包含。
	44	30-40行目: 侵略的外来種という言葉を使ってほしい。侵略的外来種の対策だとよく分かるように強調する必要があるのであれば書き換えていくべきだ。(中井委員)	新計画の対象種については計画冒頭で整理する予定です。同計画での「侵略的外来種」の使用については、他の用語との関係性も踏まえて検討。	第2章 第1節	対応済み	各所で「侵略的外来種」という言葉を使用。その上で、言葉の定義もAppendixで記載。

令和 5 年度 外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会の主な意見

検討会	No.	意見	事務局見解 (昨年度時点)	該当箇所	対応状況	対応内容
	45	都道府県も農務規定ができ、費に導入された外来種への対策で手いっぱい状況だ。そのため、一番重要な予防三原則をどう守るかほとんど手が付けられていない印象だ。最初に、一番基本的な「入れない」という原則に対して適切な対策を講じて、既に侵入した外来種の対策をしていくという流れで書いていただきたい。国地方自治体の連携はこれでいいと思うが、都道府県も農務規定で力がつく。すでに導入された外来種の対策で手いっぱい、予防三原則をどう守るかというところを地方自治体では手が付けられない気がする。最初に、すべてのセクターが基本的な入れないというところから適切に対策したうえで、このような対策を進めていくと書いてもらえば。(池田)	新計画案に反映。	第 2 章 第 1 節 行動 2	対応済み	第 2 章第 2 節冒頭に「全主体が共通して取るべき基本的な行動」として整理。
	46	444行目：外来種被害予防三原則は今侵入していないものについての原則なので、ここにあるのは原則が悪い。侵入初期や絶対に向けた対策等、ほかにも対策の原則があるので、侵入予防以外の別の原則を再考いただきたい。また、侵入フェーズの取り組みをしなければいけないことももう少し理解しながら資料を作成することも重要だ。(巨委員)	外来種被害予防三原則は、侵入済みの外来種を他地域に拡大させない観点でも重要であり、その点、あらゆる主体が取り組める外来種対策の最も根拠のある原則だと理解しています。新計画では当該原則を大原則として括弧つき、別途、侵入フェーズに応じて取るべき対策は細分化して示していきたい。	第 2 章 第 1 節	対応済み	第 2 章第 2 節冒頭に「全主体が共通して取るべき基本的な行動」として三原則と防除を併記。
	47	・65行目：侵入経路を特定し、予防策を実施し〜とある。具体例にバラスト水などがあるが、もっと多くの非意図的な侵入事例があると思う。付録として、バッドプラクティスもグッドプラクティスも含めて多くの事例を取りあげてほしい。また、事例の中に、輸入種子に非意図的に混入する外来種子の問題を入れてほしい。(巨委員・藤原委員)	新計画案に反映。	第 2 章 第 1 節	対応済み	種子の非意図的導入については、第 2 章第 1 節行動 2 にて言及。バッドプラクティス、グッドプラクティスをとりまとめた事例集は今後整理予定。
	48	87行目：産業管理外来種について、「代替種」という言葉を安易に使用するのには避けるべきだ。代替種の利用は安易に国内外来種をもたらす要因となる。利用手段の改善という文意のみで良い。(五箇委員) ・(代替種は)古い概念。削除したほうがいい。(五箇委員)	新計画案に反映。	第 2 章 第 1 節 行動 2	対応済み	「代替種」⇒「新たな産業管理外来種」に修正。
	49	101-117行目：緊急対策外来種と重点対策外来種の分類は、現状では防除の方法が確立しているか否かだ。しかし、緊急対策の方がより深刻性が高く、重点対策はそれほどでもないという、必要性の程度によって分けられていることも圧倒的に多いと思う。また、重点対策外来種であっても、まったく何をすればいいかわからないことはない分け方については抜本的な見直しが必要である。(中井委員)	2月28日(水)開催リスト見直しに係る検討会での議論を踏まえて、「緊急対策外来種」及び「重点対策外来種」含めて現行リストにおけるカテゴリ分類は変更しないこととなりましたが、個々のリスト掲載種についていづれのカテゴリに分類させるかについては、各カテゴリの定義を踏まえより厳格に精査。	第 2 章 第 1 節 行動 2	対応済み	令和 7 年度リストの見直しにおいて、「緊急対策外来種」と「重点対策外来種」の区分はなくなり、「防除推進外来種」と呼ばれることとなった。そのうえで第 2 章 第 1 節 行動 2 にて、該当箇所を書き換えている。
	50	135行目：対策成功事例だけでなくバッドプラクティスも挙げるべきだ。事例を特定しなくてもよいが、例示するとよい。(巨委員) ・バッドプラクティスを共有することも大事。そういったことをリスト等に共有すると改善が起きるのでは。(巨委員)	新計画案又は付録での事例提示を前向きに検討。	第 2 章 第 1 節	未対応	今後付録として取りまとめ予定。
	51	143-153行目：環境省の所管法に集中しているが、外来種対策であれば他省庁所管の法令で生物多様性、外来種対策などを扱っているものがあるため、関係するあらゆる法律、代表的な法令等は明記してもよいと思う。(磯崎委員)	新計画案への反映を前向きに検討。	第 2 章 第 1 節	未対応	計画には最も関与する外来生物法のみ挙げ、その他の関連法案は実務的な情報として付録で例挙予定。
	52	160-161行目：このまま読むと、地域の管理方法を連携するみたいに見えるが、そうではない関係主体の連携であることを記述すべきだ。また、分布の先端地域においては限定するのではなく、一般的に連携が必要だと書いた上で、特に分布の先端地域においては重要だという書きぶりに変更すべきだ。(磯崎委員)	新計画案に反映。	第 2 章 第 2 節 行動 2	対応済み	第 2 章 第 2 節 行動 2 にて、「定着直後で分布が極めて局所的である場合には根絶を、分布の最前線にある場合には特に、隣接地域の未侵入・未定着地域への分布拡大を防ぐことを目標とし、短期集中にて総力を挙げて防除に取り組む。」と記載。
	53	2. は全体的に違和感がある。防除をする側から考えると、地域に問題の外来種がいるから対策を行おうとした時に、問題の外来種はどのカテゴリか調べて、そのうえで、どんな対策をすればいいか考えることになる。それと、この行動計画が外来種リストの解説本のような印象を受ける。行動計画としては、外来種対策のあり方・あり様、行動の流れから、それらに該当するリストの掲載種という順序で見せたいという考えは移しやすくない。地域では必ずしも掲載種が問題の外来種ではないこともあり、掲載種で縛ると、それぞれの地域での行動の考え方が違って持ってしまうこともあるだろう。(片岡委員)	基本認識として、個別の種の侵入・定着状況、被害の程度、対策手段の有無等により、具体的な対策が講じられるものであり、その点、種別の情報と具体策を同時に提示してこそ対策が実質的に誘起されるものと考えている。	第 2 章 第 1 節	対応済み	第 2 章第 1 節行動 2 の表現を工夫。
	55	国内由来の外来種の問題は、遺伝的攪乱だけでなく、生態系そのもの、種や遺伝子の多様性への影響について分かりやすく書いていただくのが良い。(五箇委員)	新計画案に反映。	第 1 章 第 2 節 第 2 章 第 1 節 行動 2	対応済み	第 1 章 第 2 節及び第 2 章 第 1 節 行動 2 にて、国内由来の外来種の影響について、全体の文章構成から深々と解説しないが、国外からの外来種に係る対策と同様の対策を取ることが強調。
	56	産業管理外来種について、適切な管理下では問題ないが、各地ですんなり管理下から逃げ出したものが問題を起している。この言葉はよほど上手に使わないと、いい加減な管理の隠れ蓐(産業管理するだけで対策できるように見える)に利用されてしまう。使い方を、書きぶりに注意してほしい。(中井委員) ・産業管理されていないところ、逃げ出したものが問題を起していることが多いので、よほど上手に使わないと隠れ蓐になりそう。ニジマス等が典型。総合対策は必要なので、ここは使い方を注意してほしい。書きぶりでも工夫してほしい。順番的にも気になる。配置も気になる。(中井委員)	「産業管理外来種」の用語検討は、リスト検討会における検討事項となります。新計画案においては当該種に関する管理強化を促す内容とする。	第 2 章 第 1 節 行動 2	対応済み	第 2 章 第 1 節 行動 2 にて、産業管理外来種も適切に扱うこと、利用方法を改善し続けることを推奨する書き方をした。
	57	リストに掲載されていない種が侵入する可能性はある。管轄できないものが入ってくるというのはあらかじめ想定した上で、それに対してどう対応するかという方針だけでも明記してほしい。(池田委員) ・リストで考えていく際に、リストに載っていないものが出てきた場合の対応は一言付けたい。IPBESの予想でも当然外来種増え、影響は大きくなる。それを減らすのはチャレンジング。リスト以外のものも出てくるだろう。イートレードに関しては管理するの不可能。プラクティス方式の宿命だが、管轄できないものが入ってくることは間違いないので、その方針だけでも書いておくとよい。(池田委員)	新計画案に反映。	第 2 章 第 1 節	対応済み	・リストに掲載の種で計画期間中に認識された種についても対策目標を整理。 ・第 2 章 第 1 節行動 2 で、「これらの対応は、外来種のみならず、在来種であっても他地域の生態系等に影響を及ぼしうる生物に際しても同様である。また、リストにおいては種を最小単位として情報を整理しているが、種より下位の分類群(亜種や品種等)の適宜についても意識をし、種とは同一であっても遺伝子レベルで異なるものについては、意図的な導入及び野外、他地域への拡散に関して注意を払う」等、リストに掲載の種が全てでない旨を言及。

令和5年度 外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会の主なご意見

検討会	No.	意見	事務局見解(昨年度時点)	該当箇所	対応状況	対応内容	
	58	1677行目:「高度化」という言葉より、深め、深化などの言葉の方が分かりやすいのではないか。(磯崎委員)	新計画案に反映。	第2章 第1節 行動3 第2章 第2節 4 民間企業・団体	対応済み	第2章 第1節 行動3、第2章 第2節 4 民間企業・団体にて、「高度化」を「進化」に変更。	
	59	200行目:多くの国民は、外来種がすでに存在する社会に生まれてきているので、なぜ入ってきて、だれに責任があるのかという根本的なところの説明も記述してほしい。(WoWキツネザル委員)	新計画案に反映。	第1章 第2節	対応済み	計画の文章構成から、発生源までの言及はしていないが、外来種問題に関して体系的な知識を身に付けることの重要性は強調。	
	60	217行目:展示・飼育施設が新たな外来種の発生源になることもあり、新たな外来種の発生源にならないようにするという視点を入れる必要がある。(巨委員)	新計画案に反映。	第2章 第2節 6 生物展示施設	対応済み	第2章 第2節「外来種の飼育・飼養等方法始め外来種との関わり方が他の主体の模範となるよう期待されており、適正管理の徹底が強く求められる。」と記載。	
	61	296行目:感染症について、外来種の侵入に付随して寄生虫や病原体が入ってくることを想定している一方で、外来種の侵入が国内において国内にもともある感染症を増やす要因になることもある。また、人間の感染リスクに外来種が関わっており、既存の外来種対策が人間の感染リスクを下げることになる。農作物被害、生態系被害を避けることに加え、感染症リスクを下げることも外来種対策の目的に加えていただきたい。(巨委員)	新計画案に反映。	第2章 第1節 行動6	対応済み	第2章 第1節 行動6にて、「また、外来種の侵入が国内にもともある感染症を増やす要因になることもある。」が「それが結果として、農作物被害、生態系被害を避けることに加え、感染症リスクを下げることにつながる。」と記載。	
	その他						
	62	根絶事例もいくつか出てきているが、広域分布種についてはまだ成果が出ていない。それを踏まえて、段階を経てそれぞれ違う戦略も考えていく必要がある。(池田委員)	新計画では、外来種防除の基本的な考え方として、段階的な目標設定及びその見直しに係る重要性を強調します。また広域分布種のうちいくつかは個別具体的な防除目標を設定する予定。	第1章 第3節	対応済み	左記の通り対応済み。	
	63	経済支援にかかわる他法令を活用するという文言を入れられないか。環境省では地域自然資産法というほぼ同じ法律がある。その辺を活用してもよいのでは。(磯崎委員)	例示に上げられた他省庁法令の全てを記述・連携につけるのは難しいが、可能な範囲で書く対応方針。	第2章 第1節	未対応	支援策については、別冊「国による具体の施策集」で可能な限り整理予定。	
	64	「2. 行動:外来種対策の実行(外来種の侵入・定着防止及び防除の実施)」の「国は、全ての主体による法規制の順守を適切に管理する。新たに被害をもたらすことが判明した種で法規制が必要な場合には、特定外来生物に指定する。更にリスト掲載種について、各主体による適切な行動を誘導する。」について、主流化に関わるため、行動3ではないか。(磯崎委員)		第2章 第1節	対応済み	第2章 第2節「本計画及び国のリスト、その他関連する計画等について各主体に適切に共有行動を呼びかける。」として整理。	
	65	行動3の「国、地方公共団体、教育機関、メディア等からの情報により、外来種の脅威と防除の必要性、外来生物法の内容等を体系的に理解する。個々にそのおかれた状況から外来種との関係性を認識した上で、外来種による被害軽減に向けて何が出来るかを考えていく。また、関係主体が実施する講習会等の機会を積極的に活用し、対策への理解を深化させる。得られた知見を基に地方公共団体や民間企業・団体等が行う防除活動に対して、人材、資金面での適切な支援実施を試みる。」について。原因や責任は記載されていない。根本理解が重要と考えるため、盛り込んでほしい。(WoWキツネザル委員)		第2章 第1節	対応済み	外来種問題の発生責任は一概に言えず、計画での具体的な記載は不適であることを前提に、自らが発生原因となり得ること、行動に責任を持つことの重要性は記載。	
	66	行動6について、国内にもともある感染症を増やす問題もある。外来種は密度増えやすく、人間の生活の近くにいる。既存の外来種の対策をすることで感染症リスク下げるということを目的の設定につながるようにしたほうが良い。定着している外来種も感染症に関係している書きぶりしてほしい(巨委員)		第2章 第1節 行動6	対応済み	No.61と同様。	
	67	行動6に記載している感染症法は鳥や哺乳類を規制対象にしており、その他の動物に関しては管理していないと考えると、病原体単位では抜け落ちていなくても、外来種を経由して抜け落ちるものもあるだろう。書きぶり注意(五箇委員)		第2章 第1節	対応済み	第2章 第1節 行動6にて、「また、外来種の侵入が国内にもともある感染症を増やす要因になることもある。」と追記。	